

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 3 月14日
【計算期間】	第 1 特定期間(自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
【ファンド名】	グローバル好配当株式ファンド 円コース グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース グローバル好配当株式ファンド 中国元コース グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、各ファンドは、それぞれ主として為替取引により異なる為替変動の影響を受ける円建ての外国投資信託「ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド」（世界の好配当株を主要投資対象とします。）各クラス受益証券および円建ての国内籍の投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」（わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。）受益証券に投資を行います。

<ファンドの特色>

- 世界の好配当株を実質的な主要投資対象とします。
※本書において“好配当株”とは、利益の成長が見込まれ、かつ高い配当利回り（1株あたりの年間配当金÷株価）が期待できる株式をいいます。
※世界の好配当株には、日本および新興国（地域）の好配当株を含みます。
※世界の好配当株の運用は、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（英国）リミテッドが行います。
- 主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、7本のファンドから構成されています。
- 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、安定した収益分配を継続的に行うことを目指します。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

[各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託における為替取引の概要]

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド」では、世界各国の通貨で発行されている好配当株を保有しますが、保有する資産に対し各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として保有する資産の通貨(以下「保有資産通貨」といいます。)売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。

ファンド	主要投資対象とする外国投資信託	為替取引		為替変動の影響
		取引対象通貨	為替取引の手法	
円コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）	円	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、円買いを行います。（注）	保有資産通貨の対円での為替変動の影響が低減されることが見込まれます。
豪ドルコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（豪ドルクラス）	豪ドル	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、豪ドル買いを行います。（注）	豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。
ブラジルリアルコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（ブラジルリアルクラス）	ブラジルリアル	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、ブラジルリアル買いを行います。（注）	ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。

中国元コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド (中国元クラス)	中国元	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、中国元買いを行います。 ^(注)	中国元の対円での為替変動の影響を受けます。
インドネシアルピアコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド (インドネシアルピアクラス)	インドネシアルピア	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、インドネシアルピア買いを行います。 ^(注)	インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。
資源国通貨コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド (資源国通貨クラス)	豪ドル ブラジルレアル 南アフリカランド	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、取引対象通貨 ^{※1} 買いを行います。 ^(注)	取引対象通貨 ^{※1} の対円での為替変動の影響を受けます。
アジア通貨コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド (アジア通貨クラス)	中国元 インドネシアルピア インドルピー	原則として保有する資産の通貨について、保有資産通貨売り、取引対象通貨 ^{※2} 買いを行います。 ^(注)	取引対象通貨 ^{※2} の対円での為替変動の影響を受けます。

(注) 保有する資産が米ドル以外の通貨建て資産の場合は、原則として対米ドルでの為替取引（保有資産通貨売り、米ドル買い）を行い、米ドル建て換算（本書においては「実質的な米ドル建て資産」といいます。）したうえで、対取引対象通貨での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い）を行います。

※1 資源国通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3通貨とします。）を取引対象通貨とし、各通貨へ概ね均等な通貨配分となる為替取引を行います。（以下同じ。）

※2 アジア通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、アジア通貨（中国元、インドネシアルピア、インドルピーの3通貨とします。）を取引対象通貨とし、各通貨へ概ね均等な通貨配分となる為替取引を行います。（以下同じ。）

② 各ファンドは、それぞれ5,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）各ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信 ●追加型投信	国 内 海 外 ●内 外	●株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分一覧表 （注）以下のファンドが該当する属性区分に●を付しています。

[グローバル好配当株式ファンド 円コース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ※1 資産複合	年1回	●グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) ●エマージング※2	ファミリーファンド
	年2回		●ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		為替ヘッジ
	年6回(隔月)		
●年12回(毎月)	日々		●あり※3 (フルヘッジ)
	その他		なし

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「株式・一般」です。

※2 一部エマージング地域の資産にも投資可能です。

※3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託において原則として対円での為替ヘッジを行います。

[グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース]

[グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース]

[グローバル好配当株式ファンド 中国元コース]

[グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース]

[グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース]

[グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 (投資信託証券) ※1 資産複合	年1回	●グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) ●エマージング※2	ファミリーファンド
	年2回		●ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		為替ヘッジ
	年6回(隔月)		
●年12回(毎月)	日々		あり
	その他		●なし※3

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「株式・一般」です。

※2 一部エマージング地域の資産にも投資可能です。

※3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する外貨建資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。

株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、株式に投資を行います。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本を含む）	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が、日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

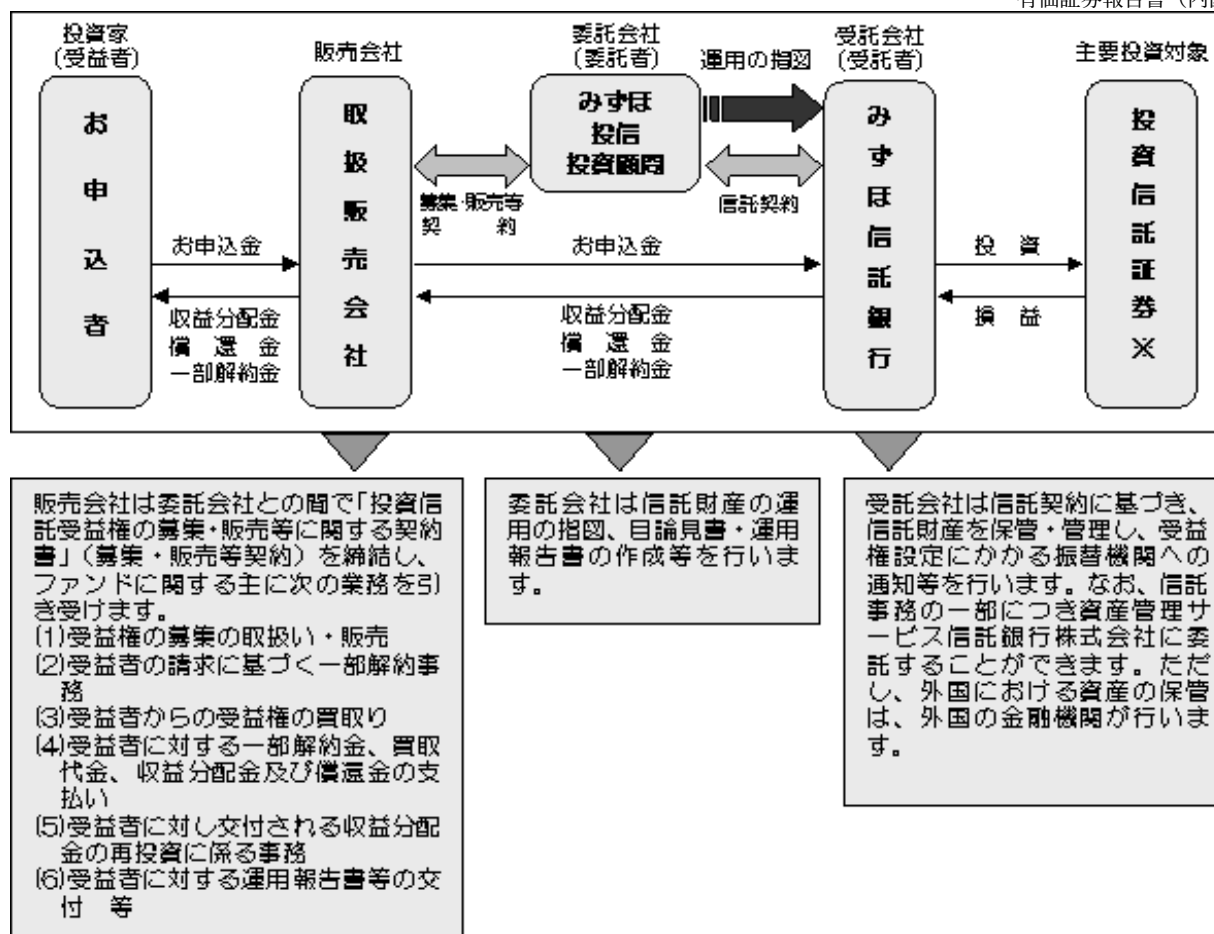
（注3）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

平成23年5月23日 関東財務局長に対して有価証券届出書提出
平成23年6月30日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

（3）【ファンドの仕組み】

① 各ファンドの運営の仕組み



※ 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

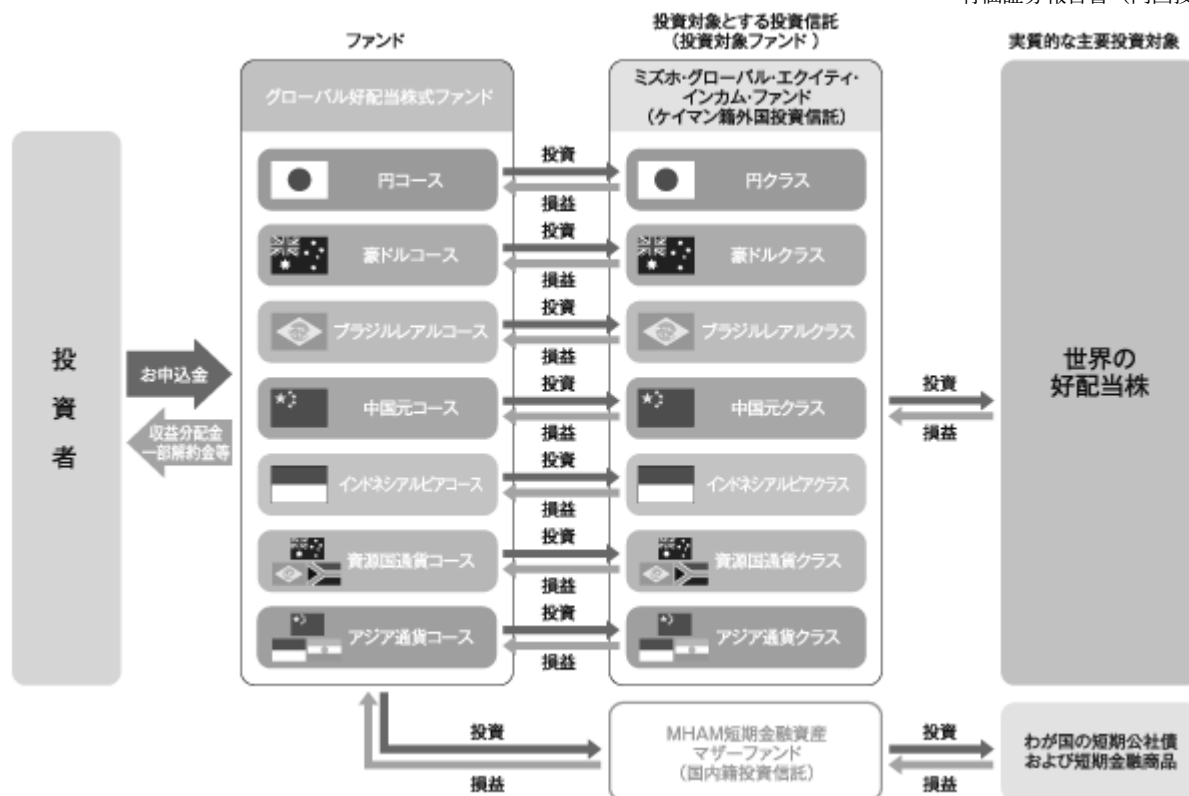
② ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド」^{※1}（各クラス^{※2}）および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。

※1 「ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド」を以下「外国投資信託」、「ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（各クラス）」の受益証券を「外国投資信託証券」ということがあります。

※2 各クラスの受益証券は、円建てです。



※ 各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行います。また、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

ファンド名	投資対象とする投資信託	主要投資対象
グローバル好配当株式ファンド 円コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（豪ドルクラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（ブラジルリアルクラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド 中国元コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（中国元クラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（インドネシアルピアクラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（資源国通貨クラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品
グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（アジア通貨クラス） MHAM短期金融資産マザーファンド	世界の好配当株 わが国の短期公社債および短期金融商品

③ 委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成23年12月末日現在)

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3. 大株主の状況(平成23年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

（以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「グローバル好配当株式ファンド ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

1. 主要投資対象

ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2. 投資態度

- a. 主として、ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券に投資を行います。
- b. 各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状態においては、ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（●クラス）受益証券への投資を中心に行いますが、各投資信託証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに各ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。
- c. 投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。

※ 各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

ファンド （＊コース）	円	豪ドル	ブラジル レアル	中国元	インドネシ アルピア	資源国通貨	アジア通貨
●にあてはめる 語句	円	豪ドル	ブラジル レアル	中国元	インドネシ アルピア	資源国通貨	アジア通貨

③ ファンドの投資プロセス

各ファンドの信託財産の運用管理については、委託会社が、投資信託証券の合計組入比率を高位に保つことを基本としつつ、原則としてミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド各クラス受益証券を中心に投資を行うとともに、各ファンドの信託財産の資金動向等を勘案しながらMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資比率を決定します。

（参考）投資対象ファンドについて

1. ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド

ファンド名 (クラス)	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（豪ドルクラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（ブラジルリアルクラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（中国元クラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（インドネシアルピアクラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（資源国通貨クラス） ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（アジア通貨クラス）
形態	ケイマン籍円建て外国投資信託／オープン・エンド型
信託期間	原則として150年（早期に償還される場合があります。）
運用目標	高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。

投資態度	・主として、世界の株式に分散投資を行います。 ・株式への投資にあたっては、MSCI All Country World Indexを構成する国に法人籍をもつ企業^{※1}が発行する株式に投資することを基本とします。なお、信託財産の純資産総額の30%^{※2}を上限として MSCI Emerging Market Indexを構成する国に法人籍をもつ企業^{※1}が発行する株式に投資することができるものとします。 ^{※1}上記各インデックスを構成する国において、その活動の大半が行われている企業を含みます。 ^{※2}上記の投資比率は、MSCI All Country World Indexを構成する国における新興国（地域）比率の変化に伴い、変更される場合があります。 ・個別銘柄の選定にあたっては、企業の成長性が高いと判断される銘柄の中から、高い配当利回りが期待できる銘柄を厳選します。 ・保有する資産の通貨に対して、各クラスごとに以下の為替取引を行い、投資効果を追求します。 [※]米ドル以外の通貨建て資産については、原則として対米ドルでの為替取引（保有資産通貨売り、米ドル買い）を行い、米ドル建て換算したうえで米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産について、各クラスごとに以下の為替取引を行います。 <table border="1"> <tr> <td>円クラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対円で為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>豪ドルクラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対豪ドルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>ブラジルレアルクラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対ブラジルレアルで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>中国元クラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対中国元で為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>インドネシアルピアクラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対インドネシアルピアで為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>資源国通貨クラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつ資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨）で為替取引を行います。</td></tr> <tr> <td>アジア通貨クラス</td><td>原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつアジア通貨（中国元、インドネシアルピア、インドルピーの3カ国の通貨）で為替取引を行います。</td></tr> </table> ・[※]為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引（NDF）等を活用します。 ・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、有価証券先物取引等のデリバティブ取引を行うことができます。 ・当初設定から間もないとき、大量の追加設定や解約が生じたとき、市場動向等に急激な変化が生じたまたは生じることが予想されるとき、償還の準備に入ったときおよび残存元本が運用に支障をきたす水準となったときその他のやむを得ない事情が発生したまたは発生が予想される場合には、上記のような運用ができない場合があります。 ・[※]運用の指図に関する権限（保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対する、各クラスごとの取引対象通貨での為替取引等の指図に関する権限を除きます。）について、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（英国）リミテッドに委託します。 ・[※]運用の指図に関する権限のうち、各クラスごとの取引対象通貨での為替取引等の指図に関する権限について、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーに委託します。	円クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対円で為替取引を行います。	豪ドルクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対豪ドルで為替取引を行います。	ブラジルレアルクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対ブラジルレアルで為替取引を行います。	中国元クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対中国元で為替取引を行います。	インドネシアルピアクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対インドネシアルピアで為替取引を行います。	資源国通貨クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつ資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨）で為替取引を行います。	アジア通貨クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつアジア通貨（中国元、インドネシアルピア、インドルピーの3カ国の通貨）で為替取引を行います。
円クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対円で為替取引を行います。														
豪ドルクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対豪ドルで為替取引を行います。														
ブラジルレアルクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対ブラジルレアルで為替取引を行います。														
中国元クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対中国元で為替取引を行います。														
インドネシアルピアクラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、対インドネシアルピアで為替取引を行います。														
資源国通貨クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつ資源国通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドの3カ国の通貨）で為替取引を行います。														
アジア通貨クラス	原則として保有資産（米ドル建て資産および実質的な米ドル建て資産）に対して、1/3程度ずつアジア通貨（中国元、インドネシアルピア、インドルピーの3カ国の通貨）で為替取引を行います。														
決算日	年1回（12月31日）														
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益（評価益を含みます。）等および保有資産通貨と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、主投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、分配水準を維持するために必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。														
主な投資制限	・株式への投資割合には、制限を設けません。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。														
費用等	運用管理費用等：純資産総額に対し、年0.895%程度 [※]クラス毎に費用（四半期毎に最大6,000ドル）が別途かかります。 その他費用等：信託財産に関する租税／組入る有価証券売買の際に発生する売買手数料／資産の保管等に要する費用／信託事務の処理に要する費用／信託財産の監査に要する費用／法律関係の費用およびファンド設立に係る費用／借入金の利息 等 [※]運用管理費用等には、年次による最低費用等が設定されているものがあり、投資信託の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。														

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
受託会社 事務管理会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー
運用会社	主投資顧問会社：みずほ投信投資顧問株式会社 副投資顧問会社：ブラックロック・インベストメント・マネジメント（英国）リミテッド
為替管理会社 資産保管会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

ブラックロック・グループについて	
・ブラックロックは1988年に設立された世界最大級の独立系資産運用会社であり、ブラックロック・インベストメント・マネジメント（英国）リミテッドはそのグループ会社として英国ロンドンに本拠を置きます。 ・当グループの運用資産残高は、約258兆円（2011年9月末現在）に及び、法人・個人投資家向けに多彩な運用商品を提供しています。	

2. MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	親投資信託
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回（6月30日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資は行いません。
設定日	平成12年7月28日
信託報酬	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税／組入有価証券売買の際に発生する売買手数料／信託事務の処理に要する諸費用／受託会社の立替えた立替金の利息 等
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 金銭債権
- c. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

（以下の ● については下記の表より、各ファンドの名称の「グローバル好配当株式ファンド ＊コース」の「＊」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

「グローバル好配当株式ファンド ＊コース」において、委託会社は、信託金を、円建ての外国投資信託であるミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（●クラス）受益証券およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（●クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を「投資信託証券」といい、3. の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ファンド （＊コース）	円	豪ドル	ブラジル レアル	中国元	インドネシ アルピア	資源国通貨	アジア通貨
●にあてはめる 語句	円	豪ドル	ブラジル レアル	中国元	インドネシ アルピア	資源国通貨	アジア通貨

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成23年12月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② 関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

第3期以降の毎計算期末（原則として毎月14日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

※ 第3期決算日は平成23年9月14日です。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、原則として安定した収益分配を継続的に行うことを目指し、配当等収益の水準、基準価額の水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

「原則として、安定した収益分配を継続的に行うことを目指す」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移すること等を示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況等によっては安定分配とならない場合があることにご留意ください。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
 2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

【収益分配金に関する留意事項】

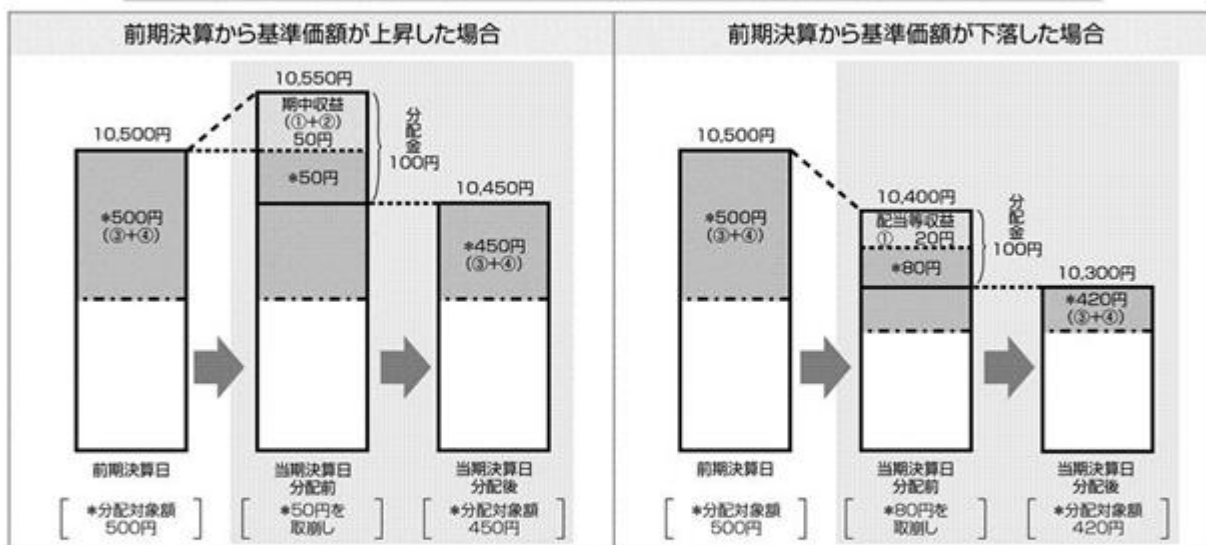
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



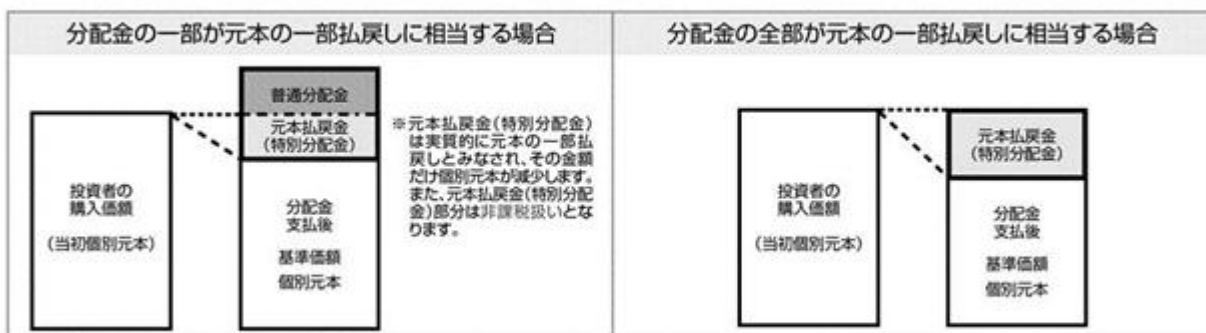
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 投資信託証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行いません。

③ 株式(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行いません。

④ 公社債(約款第17条)

買い現先取引（売戻し条件付きの買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

⑤ 公社債の借入れ(約款第20条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1. の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑥ 資金の借入れ(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に株式などの値動きのある証券等（実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

① 株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。

各ファンドが実質的に投資する企業の株価が下落した場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、各ファンドが実質的に投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、各ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあ

ります。

② 為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行うとともに、各クラスごとに取引対象通貨の買いポジションを有する外国投資信託の受益証券に主として投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

[円コース]

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対円での為替取引（保有資産通貨売り、円買い）※を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、円の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[豪ドルコース]

豪ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対豪ドルでの為替取引（保有資産通貨売り、豪ドル買い）※を行いますので、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が豪ドルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、豪ドルの短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、豪ドルの短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[ブラジルリアルコース]

ブラジルリアルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対ブラジルリアルでの為替取引（保有資産通貨売り、ブラジルリアル買い）※を行いますので、ブラジルリアルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場がブラジルリアルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、ブラジルリアルの短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、ブラジルリアルの短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[中国元コース]

中国元コースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対中国元での為替取引（保有資産通貨売り、中国元買い）※を行いますので、中国元の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が中国元に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、中国元の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、中国元の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[インドネシアルピアコース]

インドネシアルピアコースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対インドネシアルピアでの為替取引（保有資産通貨売り、インドネシアルピア買い）※を行いますので、インドネシアルピアの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場がインドネシアルピアに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、インドネシアルピアの短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、インドネシアルピアの短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[資源国通貨コース]

資源国通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対取引対象通貨（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランド）での為替取引（保有資産通貨売り、取引対象通貨買い（豪ドル、ブラジルレアル、南アフリカランドへ概ね均等な通貨配分となる為替取引））※を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[アジア通貨コース]

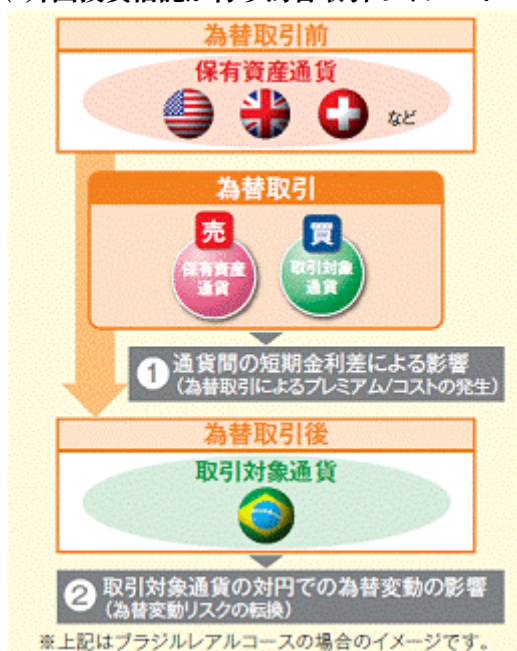
アジア通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、原則として保有する資産の通貨に対し、対取引対象通貨（中国元、インドネシアルピア、インドルピー）での為替取引（保有資産通貨売り、取引対象通貨買い（中国元、インドネシアルピア、インドルピーへ概ね均等な通貨配分となる為替取引））※を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、保有資産通貨との為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と保有資産通貨の短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

※保有資産通貨が米ドルの場合は、米ドルと取引対象通貨での為替取引を行い、米ドル以外の通貨の場合は、原則として対米ドルでの為替取引を行い、そのうえで取引対象通貨での為替取引を行います。

《 為替取引による各ファンドへの影響 》

各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム／コスト）を受けます。

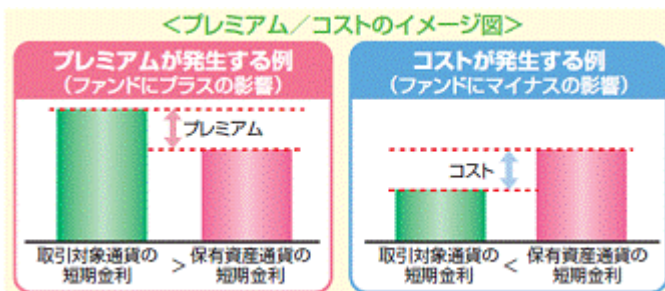
＜ 外国投資信託が行う為替取引のイメージ（ブラジルレアルコースの場合） ＞



① 為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。（為替取引によるプレミアム／コストの発生）

■外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と保有資産通貨間の短期金利差が、プレミアム／コストとなり、ファンドに影響をあたえます。

■取引対象通貨の短期金利が保有資産通貨の短期金利より高い場合は、通貨間の金利差を「プレミアム」として獲得することが期待できます。逆に、取引対象通貨の短期金利が保有資産通貨の短期金利より低い場合は、通貨間の金利差が「コスト」となります。



※一部の新興国の通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム／コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後述の＜その他留意点＞をご参照ください。

② 取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。（円コースを除きます。）

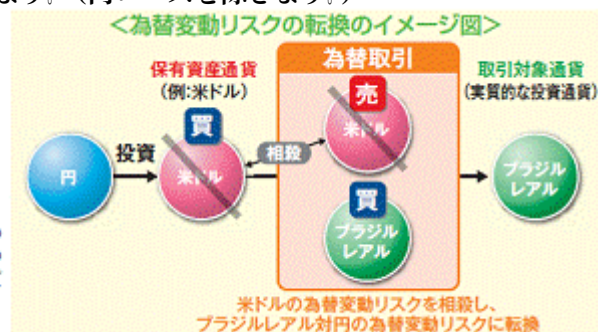
ブラジルレアルコースの場合

外国投資信託が行う為替取引によって、為替変動リスクは保有資産通貨（例：米ドル）から取引対象通貨（ブラジルレアル）に転換されるため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。

（円コースの場合は、保有資産通貨の対円での為替変動の影響が低減されることが見込まれます。）

※保有資産通貨が米ドル以外の通貨の場合は、原則として対米ドルでの為替取引（保有資産通貨売り、米ドル買い）および取引対象通貨での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い）を行うことで、取引対象通貨対円の為替変動リスクに転換します。

※右記はイメージ図であり、実際の為替取引とは異なる場合があります。



③ カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

特に、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。

各ファンドの実質的な投資先の国（地域）や為替取引の対象国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

④ 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

各ファンドが実質的に投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

⑤ 信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。

各ファンドが実質的に投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他留意点>

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、各クラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合やあるクラスの為替取引の損益状況等によっては、他のクラスの価格や運用が影響を受ける場合があります。そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、急激な為替や株価変動等があった場合には、株式の実質的な組入比率が変動することや、あるクラスが債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が影響を受ける場合があります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、株式に投資するとともに為替取引を行います。為替取引の結果、各ファンドは、保有資産通貨以外の為替変動の影響を受けることとなります（対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図る円クラスを除きます）。そのため、為替相場の変動によっては、為替取引を行わず株式にのみ投資を行う一般的なファンドに比べて、より大きく価格が変動することがありますのでご留意ください。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託においては、外国投資信託の受託会社の判断により毎月の分配額が決定されますが、当該分配については、原則として分配対象額の範囲の定めはなく、分配額の中には、保有資産通貨と取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額が含まれる場合があります。

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は外国為替予約取引などを活用し、主として保有資産通貨と取引対象通貨間の短期金利差の獲得等（円クラスでは、主として為替変動リスクの低減）を目指しますが、外国為替予約取引などの需給関係により短期金利差を十分に得られない場合や、外国為替予約取引などを行うタイミングにより、得られうる金利差が異なる場合があります。また、外国為替予約取引などの取引の相手方の破綻などにより契約上の支払いが行われない場合や証拠金の回収ができない場合などには、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

なお、為替取引を行うにあたり一部の新興国の通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）[※]を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム／コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

※ 直物為替先渡取引（NDF）とは、ある通貨との間で、当該通貨の受け渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

各ファンドが投資する外国投資信託において行う為替取引による評価益が大きくなった場合には、その結果として株式の組入比率が低下する場合があります。また、取引対象通貨における外国為替相場に急激な変化が生じた場合、または予想される場合等には、外国投資信託において信託財産を保全するため、取引対象通貨の買いポジションを縮小またはポジションをすべて解消することがあります。このような場合には、目標とする投資成果が十分に得られないことがあります。

各ファンドの信託終了等（繰上償還する場合を含みます。）に伴い、外国投資信託の信託が終了する場合、外国投資信託は償還費用を確定させるため、各ファンドの償還日より一定期日前の日をもって実質的な運用（株式への投資および為替取引）を止めること、および償還することがあります。この場合、各ファンドにおいては、償還日までの期間、株式への投資および為替取引による投資成果を享受することができなくなります。

また、外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受け付けを停止することがあります。この場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。

<収益分配金に関する留意点>

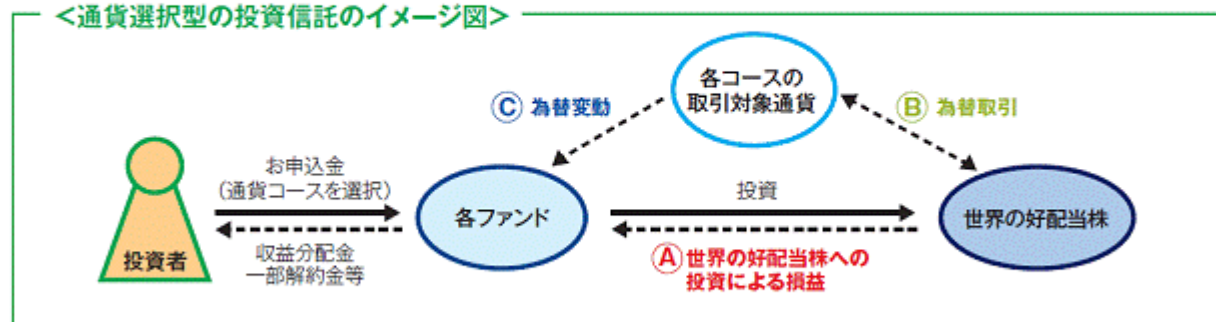
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

[通貨選択型ファンドに関する留意事項]

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、世界の好配当株です。

<通貨選択型の投資信託のイメージ図>

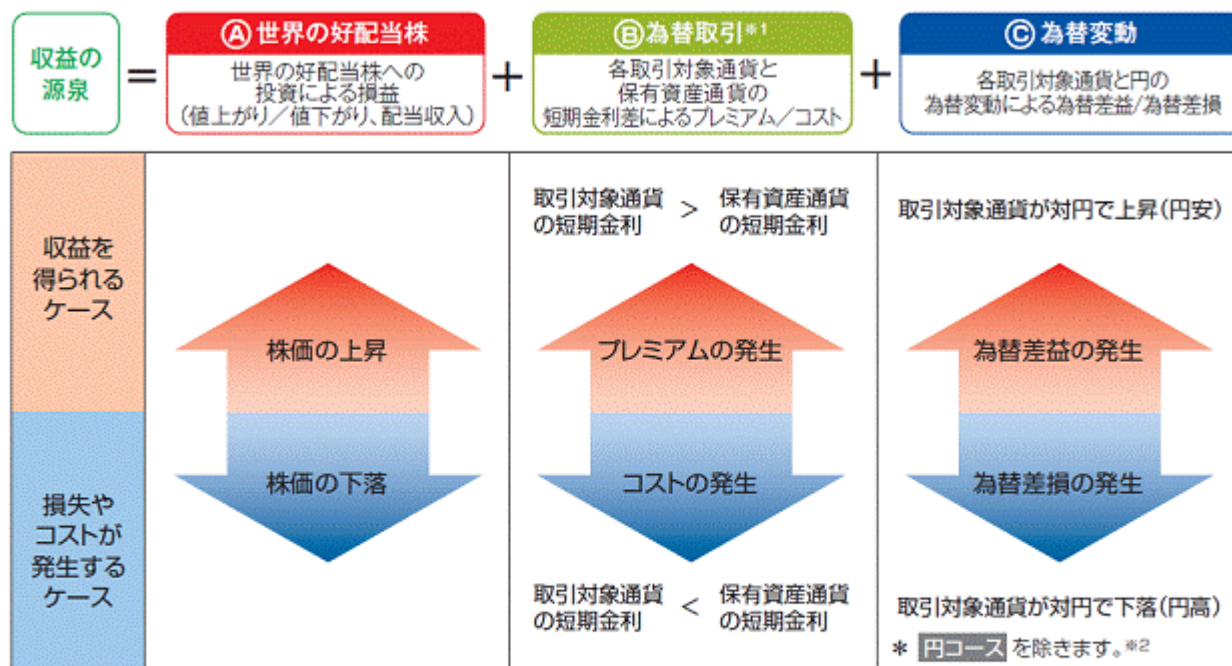


※ 上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かり易く表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)」をご参照ください。

※ 円コースは、対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図ります。

各ファンドの収益源について

●各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として対円で為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、保有する資産の額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、為替相場の変動の影響を受ける場合があります。

(注) 市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

(2) リスク管理体制

- ① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
 - ② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
 - ③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
 - ④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。
- ※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ① 申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては1口＝1円）に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成24年3月14日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- ③ 「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。
- ⑤ 各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.8715%（税抜0.83%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.315%（税抜0.30%）	0.525%（税抜0.50%）	0.0315%（税抜0.03%）

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（ご参考）投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

● ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.895%程度（運用報酬：年率0.75%（主投資顧問会社：0.15%、副投資顧問会社0.60%）、受託費用：年率0.005%、事務管理費用：年率0.06%、為替管理報酬：年率0.08%）

● MHAM短期金融資産マザーファンド

信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.7665%程度（税込）となります。

なお、ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンドの信託報酬（運用報酬等）のうち、事務管理費用等には、年次による最低報酬額等の定めがあるため、外国投資信託の純資産総額によっては、上記の実質的な信託報酬率を超える場合があります。また、外国投資信託のクラス毎に費用（四半期毎に最大6,000ドル）が別途かかります。（この数値(前述の外国投資信託のクラス毎の費用最大6,000ドルの額を除きます。）は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。また、実際には、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。）

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、

信託財産中から支弁します。

- ② 各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。
- ④ 「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

● ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金（解約）手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、資産の保管等に要する費用、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息 等

● MHAM短期金融資産マザーファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金（解約）手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息 等

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限りま

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成24年12月31日まで	7%	—	3%	10%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	—	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額

が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別 所得税	合計
平成24年12月31日まで	7%	—	7%
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	—	15%

(注) 所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し、2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

② 収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
2. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
3. ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
4. 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「② 収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

※ 上記の内容は平成23年12月末日現在のものですが、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成23年12月30日現在）

グローバル好配当株式ファンド 円コース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	470,125,904	98.21
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	400,236	0.08
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	8,165,325	1.70
合 計（純資産総額）		—	478,691,465	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,279,350,713	97.80
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	2,601,531	0.07
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	71,120,345	2.12
合 計（純資産総額）		—	3,353,072,589	100.00

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	8,597,404,414	97.27
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	15,008,831	0.16
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	225,605,086	2.55
合 計（純資産総額）		—	8,838,018,331	100.00

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	40,520,644	97.92
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	97,058	0.23
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	760,694	1.83
合 計（純資産総額）		—	41,378,396	100.00

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	653,178,527	97.75
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	750,442	0.11

その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,235,663	2.13
合 計（純資産総額）		—	668,164,632	100.00

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,938,690,106	97.61
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	1,951,149	0.09
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	45,424,119	2.28
合 計（純資産総額）		—	1,986,065,374	100.00

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	509,158,254	97.71
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	610,359	0.11
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	11,312,812	2.17
合 計（純資産総額）		—	521,081,425	100.00

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	239,942,396	98.51
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,611,483	1.48
合 計（純資産総額）		—	243,553,879	100.00

(2) 【投資資産】（平成23年12月30日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

グローバル好配当株式ファンド 円コース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（円クラス）	投資信託受益証券	ケイマン諸島	日本円	472,535,837	0.9700	458,359,761	0.9949	470,125,904	98.21
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	日本円	392,504	1.0197	400,236	1.0197	400,236	0.08

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（豪ドルクラス）	投資信託受益証券	ケイマン諸島	日本円	3,635,643,806	0.8800	3,199,366,549	0.9020	3,279,350,713	97.80

2	MHAM短期金融 資産マザーファン ド	親投資信託受益 証券	日本	日本円	2,551,271	1.0197	2,601,531	1.0197	2,601,531	0.07
---	---------------------------	---------------	----	-----	-----------	--------	-----------	--------	-----------	------

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバ ル・エクイティ・ インカム・ファン ド（ブラジルレ アルクラス）	投資信託受益証 券	ケイマン諸 島	日本円	10,871,781,000	0.7900	8,588,706,990	0.7908	8,597,404,414	97.27
2	MHAM短期金融 資産マザーファン ド	親投資信託受益 証券	日本	日本円	14,718,870	1.0197	15,008,831	1.0197	15,008,831	0.16

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバ ル・エクイティ・ インカム・ファン ド（中国元クラ ス）	投資信託受益証 券	ケイマン諸 島	日本円	42,103,745	0.9300	39,156,482	0.9624	40,520,644	97.92
2	MHAM短期金融 資産マザーファン ド	親投資信託受益 証券	日本	日本円	95,183	1.0197	97,058	1.0197	97,058	0.23

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバ ル・エクイティ・ インカム・ファン ド（インドネシ アルピアクラス）	投資信託受益証 券	ケイマン諸 島	日本円	721,425,367	0.8800	634,854,322	0.9054	653,178,527	97.75
2	MHAM短期金融 資産マザーファン ド	親投資信託受益 証券	日本	日本円	735,944	1.0197	750,442	1.0197	750,442	0.11

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバ ル・エクイティ・ インカム・ファン ド（資源国通貨 クラス）	投資信託受益証 券	ケイマン諸 島	日本円	2,330,996,882	0.8200	1,911,417,443	0.8317	1,938,690,106	97.61
2	MHAM短期金融 資産マザーファン ド	親投資信託受益 証券	日本	日本円	1,913,454	1.0197	1,951,149	1.0197	1,951,149	0.09

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

順位	銘柄名	種類	国／地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ミズホ・グローバ ル・エクイティ・ インカム・ファン ド（アジア通貨 クラス）	投資信託受益証 券	ケイマン諸 島	日本円	571,445,852	0.8700	497,157,891	0.8910	509,158,254	97.71

2	MHAM短期金融資産マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	日本円	598,568	1.0197	610,359	1.0197	610,359	0.11
---	-------------------	-----------	----	-----	---------	--------	---------	--------	---------	------

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	第247回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 3月29日	30,000,000	99.97	29,992,650	99.97	29,993,078	12.31
2	第238回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 2月27日	30,000,000	99.97	29,992,260	99.98	29,992,805	12.31
3	第233回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 2月6日	30,000,000	99.97	29,992,170	99.99	29,992,802	12.31
4	第243回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 3月19日	30,000,000	99.97	29,992,320	99.98	29,992,770	12.31
5	第241回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 3月12日	30,000,000	99.97	29,992,380	99.98	29,992,744	12.31
6	第230回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 1月23日	20,000,000	99.97	19,994,780	99.99	19,995,226	8.20
7	第232回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 1月30日	20,000,000	99.97	19,994,740	99.99	19,995,160	8.20
8	第234回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 2月13日	20,000,000	99.97	19,994,780	99.98	19,995,150	8.20
9	第226回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 1月12日	20,000,000	99.97	19,994,800	99.99	19,995,064	8.20
10	第240回国庫短期証券	国債証券	日本	—	2012年 3月5日	10,000,000	99.97	9,997,390	99.98	9,997,597	4.10

※ 国庫短期証券は割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

グローバル好配当株式ファンド 円コース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.08
外国	投資信託受益証券	98.21
合 計		98.29

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.07
外国	投資信託受益証券	97.80
合 計		97.87

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.16
外国	投資信託受益証券	97.27
合 計		97.44

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.23

外国	投資信託受益証券	97.92
合 計		98.16

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.11
外国	投資信託受益証券	97.75
合 計		97.86

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.09
外国	投資信託受益証券	97.61
合 計		97.71

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	親投資信託受益証券	0.11
外国	投資信託受益証券	97.71
合 計		97.82

(参考) MHAM短期金融資産マザーファンド

国内／外国	種類	投資比率(%)
国内	国債証券	98.51
合 計		98.51

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成23年12月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

グローバル好配当株式ファンド 円コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	395	396	0.9736	0.9761
	平成23年6月末日	199	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	212	—	0.9898	—

	平成23年8月末日	250	—	0.9475	—
	平成23年9月末日	281	—	0.9373	—
	平成23年10月末日	358	—	0.9821	—
	平成23年11月末日	364	—	0.9541	—
	平成23年12月30日	478	—	0.9980	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。（以下同じ。）

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	3,257	3,279	0.8977	0.9037
	平成23年6月末日	1,322	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	1,718	—	0.9881	—
	平成23年8月末日	1,865	—	0.9100	—
	平成23年9月末日	2,041	—	0.8351	—
	平成23年10月末日	2,803	—	0.9322	—
	平成23年11月末日	3,037	—	0.8724	—
	平成23年12月30日	3,353	—	0.9163	—

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	9,639	9,741	0.8065	0.8150
	平成23年6月末日	7,476	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	8,948	—	0.9637	—
	平成23年8月末日	9,450	—	0.9008	—
	平成23年9月末日	8,765	—	0.7823	—
	平成23年10月末日	10,013	—	0.8643	—
	平成23年11月末日	9,441	—	0.7930	—
	平成23年12月30日	8,838	—	0.8162	—

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	41	41	0.9488	0.9508
	平成23年6月末日	48	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	46	—	0.9578	—
	平成23年8月末日	48	—	0.9114	—
	平成23年9月末日	47	—	0.8970	—
	平成23年10月末日	49	—	0.9358	—
	平成23年11月末日	42	—	0.9268	—
	平成23年12月30日	41	—	0.9814	—

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	690	695	0.9011	0.9071
	平成23年6月末日	374	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	474	—	0.9676	—
	平成23年8月末日	541	—	0.9181	—
	平成23年9月末日	626	—	0.8780	—
	平成23年10月末日	683	—	0.9171	—
	平成23年11月末日	680	—	0.8762	—
	平成23年12月30日	668	—	0.9259	—

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	2,073	2,091	0.8358	0.8428
	平成23年6月末日	977	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	1,594	—	0.9788	—
	平成23年8月末日	1,698	—	0.9011	—
	平成23年9月末日	1,721	—	0.8055	—
	平成23年10月末日	2,054	—	0.8806	—
	平成23年11月末日	1,989	—	0.8147	—
	平成23年12月30日	1,986	—	0.8545	—

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成23年12月14日	537	540	0.8819	0.8869
	平成23年6月末日	305	—	1.0000	—
	平成23年7月末日	407	—	0.9680	—
	平成23年8月末日	458	—	0.9096	—
	平成23年9月末日	478	—	0.8693	—
	平成23年10月末日	515	—	0.9046	—
	平成23年11月末日	518	—	0.8684	—
	平成23年12月30日	521	—	0.9097	—

② 【分配の推移】

グローバル好配当株式ファンド 円コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0100

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0240

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0340

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0080

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0240

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0280

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0200

③ 【収益率の推移】

グローバル好配当株式ファンド 円コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△1.64

(注1) 収益率は期間騰落率。(以下同じ。)

(注2) 小数点第3位四捨五入。(以下同じ。)

(注3) 各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。(以下同じ。)

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△7.83

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△15.95

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△4.32

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△7.49

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△13.62

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	△9.81

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

グローバル好配当株式ファンド 円コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	458,788,492	52,413,708	406,374,784

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。（以下同じ。）

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	4,051,484,468	422,793,487	3,628,690,981

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	12,588,250,969	635,758,858	11,952,492,111

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	55,377,306	12,000,154	43,377,152

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	797,502,397	30,942,921	766,559,476

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	2,660,011,428	178,969,260	2,481,042,168

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	655,004,158	45,180,524	609,823,634

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、継続申込期間において、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、お申込みの受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、信託設定により生じた受益権および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中については、1口につき1円）に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 各コース間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- ※ スwitchングとは、「グローバル好配当株式ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「グローバル好配当株式ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。
- ※ 販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- ※ スwitchングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。
- ・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。
- (8) 販売会社によってはグローバル好配当株式ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。
- (9) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

- (10) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

※ 解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求受付については、委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所、ロンドン証券取引所、ニューヨークの銀行、またはロンドンの銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、解約請求の受付はいたしません。

- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受付の停止・取消または延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受付けることが出来る日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財

産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象資産の時価評価方法の原則＞

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

- ② 各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算され、翌日の日本経済新聞（当該新聞上では「オープン基準価格」面の委託会社名〔みずほ〕欄において、グローバル好配当株式ファンド 円コースは「G好配円」、グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコースは「G好配豪ドル」、グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコースは「G好配リアル」、グローバル好配当株式ファンド 中国元コースは「G好配中国元」、グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコースは「G好配ルピア」、グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コースは「G好配資源国」、グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コースは「G好配アジア」の略称にて記載されます。）に掲載されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成23年6月30日から平成30年6月14日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「グローバル好配当株式ファンド」を構成する一部のファンドのみににおいて実施される場合もあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎月15日から翌月14日までとします。ただし、第1計算期間は、平成23年6月30日から平成23年7月14日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

- 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - 信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - やむを得ない事情が発生したとき。
 - 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき、または各ファンド

の受益権の口数を合計した口数が70億口を下回ることとなるとき。

3. 前記1. または2. により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
 - a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「② 信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがい

③ 書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2. において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記1.の通知書面に付記します。

④ 償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに、販売会社において支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。）に対し、お支払いします。

⑤ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑥ 関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ 信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑧ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑨ 運用報告書

委託会社は、6月と12月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき

は、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 各ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 各ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しておりますが、当期特定期間につきましては設定日が平成23年6月30日であるため、平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
- (3) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】
 【グローバル好配当株式ファンド 円コース】
 (1) 【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	13,560,697
投資信託受益証券	382,976,688
親投資信託受益証券	400,236
未収利息	32
流動資産合計	396,937,653
資産合計	396,937,653
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,015,936
未払受託者報酬	9,496
未払委託者報酬	253,296
その他未払費用	939
流動負債合計	1,279,667
負債合計	1,279,667
純資産の部	
元本等	
元本	406,374,784
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,716,798
元本等合計	395,657,986
純資産合計	395,657,986
負債純資産合計	396,937,653

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	4,467,728
受取利息	2,665
有価証券売買等損益	△1,223,076
営業収益合計	3,247,317
営業費用	
受託者報酬	40,396
委託者報酬	1,077,154
その他費用	3,999
営業費用合計	1,121,549
営業利益又は営業損失（△）	2,125,768
経常利益又は経常損失（△）	2,125,768
当期純利益又は当期純損失（△）	2,125,768
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	117,031
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,132,450
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,052,569
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	79,881
剰余金減少額又は欠損金増加額	11,355,461
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	11,355,461
分配金	3,502,524
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△10,716,798

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		406,374,784口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を10,716,798円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.9736 円 (9,736 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（1,197,971円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（201,117円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は1,399,088円（1万口当たり47円）であり、うち742,163円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（996,573円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（318,920円）、分配準備積立金（452,563円）より、分配対象収益は1,768,056円（1万口当たり55円）であり、うち793,302円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（869,315円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（713,555円）、分配準備積立金（643,161円）より、分配対象収益は2,226,031円（1万口当たり58円）であり、うち951,123円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（1,071,675円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（920,618円）、分配準備積立金（541,028円）より、分配対象収益は2,533,321円（1万口当たり62円）であり、うち1,015,936円（1万口当たり25円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	8,908,048
親投資信託受益証券	39
合計	8,908,087

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		199,001,237 円
期中追加設定元本額		259,787,255 円
期中一部解約元本額		52,413,708 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド 円コース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（円 クラス）	393,684,918.000	382,976,688	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	393,684,918.000 1 96.8%	382,976,688 99.9%	
投資信託受益証券 合計				382,976,688	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	392,504	400,236	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	392,504 1 0.1%	400,236 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				400,236	
合計				383,376,924	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	92,165,301
投資信託受益証券	3,212,544,933
親投資信託受益証券	2,601,531
未収利息	221
流動資産合計	3,307,311,986
資産合計	3,307,311,986
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	21,772,145
未払解約金	25,882,903
未払受託者報酬	78,130
未払委託者報酬	2,083,463
その他未払費用	7,802
流動負債合計	49,824,443
負債合計	49,824,443
純資産の部	
元本等	
元本	3,628,690,981
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△371,203,438
元本等合計	3,257,487,543
純資産合計	3,257,487,543
負債純資産合計	3,307,311,986

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	78,727,475
受取利息	22,257
有価証券売買等損益	△154,453,536
営業収益合計	△75,703,804
営業費用	
受託者報酬	307,884
委託者報酬	8,210,224
その他費用	30,843
営業費用合計	8,548,951
営業利益又は営業損失（△）	△84,252,755
経常利益又は経常損失（△）	△84,252,755
当期純利益又は当期純損失（△）	△84,252,755
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	5,714,175
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	49,912,666
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	49,258,611
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	654,055
剰余金減少額又は欠損金増加額	262,114,529
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	262,114,529
分配金	69,034,645
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△371,203,438

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		3,628,690,981口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を371,203,438円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.8977 円 (8,977 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（22,877,275円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,374,584円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は25,251,859円（1万口当たり115円）であり、うち13,115,747円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（15,593,602円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（6,539,595円）、分配準備積立金（9,702,414円）より、分配対象収益は31,835,611円（1万口当たり122円）であり、うち15,545,597円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（13,516,832円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（12,900,641円）、分配準備積立金（9,160,988円）より、分配対象収益は35,578,461円（1万口当たり114円）であり、うち18,601,156円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（21,970,820円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（18,084,132円）、分配準備積立金（4,044,519円）より、分配対象収益は44,099,471円（1万口当たり121円）であり、うち21,772,145円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	33,982,663
親投資信託受益証券	256
合計	33,982,919

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		1,322,682,380 円
期中追加設定元本額		2,728,802,088 円
期中一部解約元本額		422,793,487 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（豪 ドルクラス）	3,611,630,055.000	3,212,544,933	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	3,611,630,055.000 1 98.6%	3,212,544,933 99.9%	
投資信託受益証券 合計				3,212,544,933	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	2,551,271	2,601,531	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,551,271 1 0.1%	2,601,531 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				2,601,531	
合計				3,215,146,464	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	269,952,375
投資信託受益証券	9,492,945,590
親投資信託受益証券	15,008,831
未収利息	647
流動資産合計	9,777,907,443
資産合計	9,777,907,443
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	101,596,182
未払解約金	29,740,284
未払受託者報酬	250,164
未払委託者報酬	6,671,049
その他未払費用	25,007
流動負債合計	138,282,686
負債合計	138,282,686
純資産の部	
元本等	
元本	11,952,492,111
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,312,867,354
元本等合計	9,639,624,757
純資産合計	9,639,624,757
負債純資産合計	9,777,907,443

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	535,831,445
受取利息	69,053
有価証券売買等損益	△2,056,045,579
営業収益合計	△1,520,145,081
営業費用	
受託者報酬	1,303,247
委託者報酬	34,753,345
その他費用	130,914
営業費用合計	36,187,506
営業利益又は営業損失（△）	△1,556,332,587
経常利益又は経常損失（△）	△1,556,332,587
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,556,332,587
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	143,387
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,318,122
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	111,318,122
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	477,793,220
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	932
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	477,792,288
分配金	389,916,282
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,312,867,354

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		11,952,492,111口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を2,312,867,354円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.8065 円 (8,065 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（196,841,658円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（11,509,989円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は208,351,647円（1万口当たり190円）であり、うち93,061,203円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（114,859,972円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（18,531,709円）、分配準備積立金（102,922,744円）より、分配対象収益は236,314,425円（1万口当たり209円）であり、うち95,922,727円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（88,210,993円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（29,932,513円）、分配準備積立金（119,009,885円）より、分配対象収益は237,153,391円（1万口当たり202円）であり、うち99,336,170円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（110,724,440円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（36,714,352円）、分配準備積立金（106,425,254円）より、分配対象収益は253,864,046円（1万口当たり212円）であり、うち101,596,182円（1万口当たり85円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	△110,438,922
親投資信託受益証券	1,472
合計	△110,437,450

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		7,476,746,195 円
期中追加設定元本額		5,111,504,774 円
期中一部解約元本額		635,758,858 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（ブ ラジルリアルクラス）	12,004,230,640.000	9,492,945,590	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	12,004,230,640.000 1 98.5%	9,492,945,590 99.8%	
投資信託受益証券 合計				9,492,945,590	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	14,718,870	15,008,831	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	14,718,870 1 0.2%	15,008,831 0.2%	
親投資信託受益証券 合計				15,008,831	
合計				9,507,954,421	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド 中国元コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	659,890
投資信託受益証券	40,540,457
親投資信託受益証券	97,058
未収入金	1,830,000
未収利息	1
流動資産合計	43,127,406
資産合計	43,127,406
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	86,754
未払解約金	1,852,353
未払受託者報酬	1,092
未払委託者報酬	29,117
その他未払費用	97
流動負債合計	1,969,413
負債合計	1,969,413
純資産の部	
元本等	
元本	43,377,152
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,219,159
元本等合計	41,157,993
純資産合計	41,157,993
負債純資産合計	43,127,406

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	1,192,229
受取利息	215
有価証券売買等損益	△2,999,485
営業収益合計	△1,807,041
営業費用	
受託者報酬	6,715
委託者報酬	179,010
その他費用	634
営業費用合計	186,359
営業利益又は営業損失（△）	△1,993,400
経常利益又は経常損失（△）	△1,993,400
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,993,400
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	227,232
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	965,878
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	965,817
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	61
剰余金減少額又は欠損金増加額	575,177
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	575,177
分配金	389,228
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,219,159

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		43,377,152口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を2,219,159円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.9488 円 (9,488 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（436,297円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（90円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は436,387円（1万口当たり82円）であり、うち105,874円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（231,612円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（426円）、分配準備積立金（330,423円）より、分配対象収益は562,461円（1万口当たり106円）であり、うち105,967円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（196,368円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（24,537円）、分配準備積立金（379,718円）より、分配対象収益は600,623円（1万口当たり132円）であり、うち90,633円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（226,323円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（23,609円）、分配準備積立金（466,348円）より、分配対象収益は716,280円（1万口当たり165円）であり、うち86,754円（1万口当たり20円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	667,439
親投資信託受益証券	10
合計	667,449

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		48,274,378 円
期中追加設定元本額		7,102,928 円
期中一部解約元本額		12,000,154 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（中 国元クラス）	43,340,237.000	40,540,457	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	43,340,237.000 1 98.5%	40,540,457 99.8%	
投資信託受益証券 合計				40,540,457	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	95,183	97,058	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	95,183 1 0.2%	97,058 0.2%	
親投資信託受益証券 合計				97,058	
合計				40,637,515	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	19,546,863
投資信託受益証券	680,251,853
親投資信託受益証券	750,442
未収入金	6,100,000
未収利息	46
流動資産合計	706,649,204
資産合計	706,649,204
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	4,599,356
未払解約金	10,836,000
未払受託者報酬	17,730
未払委託者報酬	472,803
その他未払費用	1,762
流動負債合計	15,927,651
負債合計	15,927,651
純資産の部	
元本等	
元本	766,559,476
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△75,837,923
元本等合計	690,721,553
純資産合計	690,721,553
負債純資産合計	706,649,204

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	23,988,722
受取利息	4,527
有価証券売買等損益	△50,847,705
営業収益合計	△26,854,456
営業費用	
受託者報酬	81,804
委託者報酬	2,181,340
その他費用	8,150
営業費用合計	2,271,294
営業利益又は営業損失（△）	△29,125,750
経常利益又は経常損失（△）	△29,125,750
当期純利益又は当期純損失（△）	△29,125,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△123,603
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,844,346
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,228,517
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	615,829
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,250,924
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,250,924
分配金	17,429,198
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△75,837,923

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		766,559,476口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を75,837,923円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.9011 円 (9,011 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（5,846,635円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,098,856円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は6,945,491円（1万口当たり107円）であり、うち3,887,941円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（4,561,720円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,836,413円）、分配準備積立金（1,958,193円）より、分配対象収益は8,356,326円（1万口当たり114円）であり、うち4,374,578円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（7,168,373円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,328,171円）、分配準備積立金（2,128,928円）より、分配対象収益は11,625,472円（1万口当たり152円）であり、うち4,567,323円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（4,909,617円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（2,622,911円）、分配準備積立金（4,617,839円）より、分配対象収益は12,150,367円（1万口当たり158円）であり、うち4,599,356円（1万口当たり60円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	5,900,573
親投資信託受益証券	74
合計	5,900,647

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		374,704,340 円
期中追加設定元本額		422,798,057 円
期中一部解約元本額		30,942,921 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（イ ンドネシアルピアクラス）	766,308,273.000	680,251,853	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	766,308,273.000 1 98.5%	680,251,853 99.9%	
投資信託受益証券 合計				680,251,853	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	735,944	750,442	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	735,944 1 0.1%	750,442 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				750,442	
合計				681,002,295	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	52,737,288
投資信託受益証券	2,041,405,351
親投資信託受益証券	1,951,149
未収利息	126
流動資産合計	2,096,093,914
資産合計	2,096,093,914
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	17,367,295
未払解約金	3,506,049
未払受託者報酬	52,024
未払委託者報酬	1,387,351
その他未払費用	5,191
流動負債合計	22,317,910
負債合計	22,317,910
純資産の部	
元本等	
元本	2,481,042,168
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△407,266,164
元本等合計	2,073,776,004
純資産合計	2,073,776,004
負債純資産合計	2,096,093,914

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	79,285,357
受取利息	15,210
有価証券売買等損益	△293,893,500
その他収益	7,060
営業収益合計	△214,585,873
営業費用	
受託者報酬	244,693
委託者報酬	6,525,231
その他費用	24,496
営業費用合計	6,794,420
営業利益又は営業損失（△）	△221,380,293
経常利益又は経常損失（△）	△221,380,293
当期純利益又は当期純損失（△）	△221,380,293
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	3,631,475
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	29,933,482
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	27,827,115
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,106,367
剰余金減少額又は欠損金増加額	149,236,359
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	149,236,359
分配金	62,951,519
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△407,266,164

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		2,481,042,168口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を407,266,164円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.8358 円 (8,358 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（26,099,802円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（3,096,427円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は29,196,229円（1万口当たり145円）であり、うち14,001,674円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（16,610,247円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（5,222,869円）、分配準備積立金（12,072,704円）より、分配対象収益は33,905,820円（1万口当たり155円）であり、うち15,295,934円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（13,449,025円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（7,704,821円）、分配準備積立金（12,823,998円）より、分配対象収益は33,977,844円（1万口当たり146円）であり、うち16,286,616円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（17,767,450円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（9,576,169円）、分配準備積立金（9,899,942円）より、分配対象収益は37,243,561円（1万口当たり150円）であり、うち17,367,295円（1万口当たり70円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	1,725,398
親投資信託受益証券	192
合計	1,725,590

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 （平成23年12月14日現在）
1 期首元本額		977,033,733 円
期中追加設定元本額		1,682,977,695 円
期中一部解約元本額		178,969,260 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

（平成23年12月14日現在）

種類	通 貨	銘 柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイ ティ・インカム・ファンド（資 源国通貨クラス）	2,487,395,335.000	2,041,405,351	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,487,395,335.000 1 98.4%	2,041,405,351 99.9%	
投資信託受益証券 合計				2,041,405,351	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザー ファンド	1,913,454	1,951,149	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,913,454 1 0.1%	1,951,149 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				1,951,149	
合計				2,043,356,500	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

【グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

当期特定期間 (平成23年12月14日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	11,596,759
投資信託受益証券	529,036,560
親投資信託受益証券	610,359
未収利息	27
流動資産合計	541,243,705
資産合計	541,243,705
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	3,049,118
未払受託者報酬	13,597
未払委託者報酬	362,605
その他未払費用	1,350
流動負債合計	3,426,670
負債合計	3,426,670
純資産の部	
元本等	
元本	609,823,634
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△72,006,599
元本等合計	537,817,035
純資産合計	537,817,035
負債純資産合計	541,243,705

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当期特定期間 (自 平成23年 6 月30日 至 平成23年12月14日)
営業収益	
受取配当金	17,040,137
受取利息	3,702
有価証券売買等損益	△55,863,081
営業収益合計	△38,819,242
営業費用	
受託者報酬	65,591
委託者報酬	1,749,040
その他費用	6,531
営業費用合計	1,821,162
営業利益又は営業損失（△）	△40,640,404
経常利益又は経常損失（△）	△40,640,404
当期純利益又は当期純損失（△）	△40,640,404
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△197,034
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,923,355
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,143,267
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	780,088
剰余金減少額又は欠損金増加額	26,022,528
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	26,022,528
分配金	11,464,056
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△72,006,599

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 その他	当ファンドは平成23年6月30日に設定されたため、当期特定期間は平成23年6月30日から平成23年12月14日までとなっております。
4 追加情報	当特定期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		609,823,634口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を72,006,599円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.8819 円 (8,819 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
1 分配金の計算過程	

約款の規定により、第1期計算期間（平成23年6月30日から平成23年7月14日）から、第2期計算期間（平成23年7月15日から平成23年8月15日）については収益分配を行いません。

第3期計算期間（平成23年8月16日から平成23年9月14日）末に、費用控除後の配当等収益（4,834,224円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（790,413円）、分配準備積立金（0円）より、分配対象収益は5,624,637円（1万口当たり103円）であり、うち2,716,360円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

第4期計算期間（平成23年9月15日から平成23年10月14日）末に、費用控除後の配当等収益（3,408,874円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,007,019円）、分配準備積立金（2,112,495円）より、分配対象収益は6,528,388円（1万口当たり115円）であり、うち2,818,315円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

第5期計算期間（平成23年10月15日から平成23年11月14日）末に、費用控除後の配当等収益（3,990,636円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,216,118円）、分配準備積立金（2,674,202円）より、分配対象収益は7,880,956円（1万口当たり136円）であり、うち2,880,263円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

第6期計算期間（平成23年11月15日から平成23年12月14日）末に、費用控除後の配当等収益（3,625,028円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（1,924,208円）、分配準備積立金（3,649,271円）より、分配対象収益は9,198,507円（1万口当たり150円）であり、うち3,049,118円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

（金融商品に関する注記）

1.金融商品の状況に関する事項

項目	当期特定期間 （自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
---------------------------	---

2.金融商品の時価に関する事項

項目	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 投資信託受益証券・親投資信託受益証券 原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

① 売買目的有価証券

当期特定期間（自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	6,261,148
親投資信託受益証券	60
合計	6,261,208

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期特定期間 (自 平成23年6月30日 至 平成23年12月14日)
--

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	当期特定期間 (平成23年12月14日現在)
1 期首元本額		305,801,046 円
期中追加設定元本額		349,203,112 円
期中一部解約元本額		45,180,524 円

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券

有価証券明細表

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

（平成23年12月14日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	ミズホ・グローバル・エクイティ・インカム・ファンド（アジア通貨クラス）	607,878,387.000	529,036,560	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	607,878,387.000 1 98.4%	529,036,560 99.9%	
投資信託受益証券 合計				529,036,560	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	598,568	610,359	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	598,568 1 0.1%	610,359 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				610,359	
合計				529,646,919	

（注1）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

各ファンドは、「MIZUHO GLOBAL EQUITY INCOME FUND」及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の全額は、「MIZUHO GLOBAL EQUITY INCOME FUND」の各クラスの受益証券、また「親投資信託受益証券」の全額は、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

1 MIZUHO GLOBAL EQUITY INCOME FUNDの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、同ファンドの直近の計算期間は2011年12月末に終了しておりますが、当該計算期間にかかる監査済み財務諸表については入手できていないため、財務諸表は記載できません。

よって、同ファンドが主要投資対象とする「MIZUHO GLOBAL EQUITY INCOME FUND」の平成23年12月13日現在の組入資産（現預金等を除きます。以下同じ。）の内容について入手できている情報を以下、記載致します。当該「組入資産の内容」は、同ファンドの事務管理会社であるステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニーから入手した情報であります。

<MIZUHO GLOBAL EQUITY INCOME FUNDの組入資産の明細（平成23年12月13日現在）>

銘柄名	保有株数	評価単価	円換算評価額	通貨
SOUZA CRUZ SA	168,800.000	23.300000	166,272,950.87	BRL
NATIONAL BANK OF CANADA	46,613.000	68.170000	241,151,810.35	CAD
ROGERS COMMUNICATIONS INC	109,877.000	36.930000	307,947,213.42	CAD
NOVARTIS AG REG	112,361.000	51.400000	480,461,670.71	CHF
NESTLE SA REG	86,816.000	51.550000	372,313,234.41	CHF
ANHEUSER BUSCH INBEV NV	45,916.000	44.525000	210,033,618.16	EUR
TELEFONICA SA	112,967.000	13.420000	155,748,886.32	EUR
SANOFI	109,581.000	52.910000	595,653,721.33	EUR
EUTELSAT COMMUNICATIONS	77,185.000	28.785000	228,254,832.91	EUR
TOTAL SA	68,774.000	38.500000	272,023,141.80	EUR
ENI SPA	80,509.000	15.790000	130,601,270.20	EUR
KONINKLIJKE KPN NV	203,716.000	8.897000	186,204,241.19	EUR
BHP BILLITON PLC	94,156.000	19.015000	217,315,340.82	GBP
DIAGEO PLC	205,926.000	13.900000	347,433,778.27	GBP
BRITISH AMERICAN TOBACCO P	115,506.000	30.210000	423,546,722.08	GBP
IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	116,756.000	23.760000	336,722,160.66	GBP
TESCO PLC	513,731.000	3.895000	242,878,622.73	GBP
GLAXOSMITHKLINE PLC	303,919.000	14.530000	536,005,839.58	GBP
ROYAL DUTCH SHELL PLC B SH	155,494.000	23.880000	450,706,699.31	GBP
UNILEVER PLC	176,329.000	21.160000	452,882,420.70	GBP
VODAFONE GROUP PLC	2,081,871.000	1.772000	447,778,861.97	GBP

RECKITT BENCKISER GROUP PL	58,213.000	32.000000	226,108,044.93	GBP
HSBC HOLDINGS PLC	268,800.000	59.850000	160,946,076.02	HKD
POWER ASSETS HOLDINGS LTD	503,000.000	56.800000	285,827,028.53	HKD
BEZEQ THE ISRAELI TELECOM	1,626,002.000	7.240000	242,711,142.79	ILS
NTT DOCOMO INC	1,185.000	137,300.000000	162,700,500.00	JPY
CANON INC	45,300.000	3,465.000000	156,964,500.00	JPY
HENNES + MAURITZ AB B SHS	138,195.000	209.900000	328,903,273.24	SEK
SVENSKA HANDELSBANKEN A SH	110,634.000	179.500000	225,173,093.54	SEK
DBS GROUP HOLDINGS LTD	287,000.000	11.920000	204,555,403.34	SGD
SINGAPORE TELECOM LTD	677,000.000	3.180000	128,726,687.10	SGD
TAIWAN MOBILE CO LTD	781,400.000	94.000000	188,995,570.81	TWD
CHUNGHWA TELECOM LTD ADR	92,362.000	33.260000	239,090,656.07	USD
TAIWAN SEMICONDUCTOR SP AD	393,218.000	12.720000	389,284,876.17	USD
FAR EASTONE TELECOM GDR RE	73,850.000	27.500000	158,063,001.21	USD
AT+T INC	146,729.000	29.040000	331,634,420.66	USD
ALTRIA GROUP INC	171,997.000	28.990000	388,075,403.42	USD
CHEVRON CORP	47,520.000	103.620000	383,236,663.28	USD
COCA COLA CO/THE	81,846.000	66.480000	423,482,531.37	USD
DOMINION RESOURCES INC/VA	64,983.000	50.480000	255,309,005.34	USD
EMERSON ELECTRIC CO	61,827.000	49.820000	239,733,611.26	USD
GENUINE PARTS CO	45,481.000	57.990000	205,272,203.42	USD
JOHNSON + JOHNSON	86,292.000	63.360000	425,532,498.85	USD
KRAFT FOODS INC CLASS A	123,246.000	36.280000	348,006,328.51	USD
LORILLARD INC	38,065.000	109.780000	325,234,112.64	USD
MCDONALD S CORP	57,027.000	98.000000	434,964,318.06	USD
MERCK + CO. INC.	102,531.000	34.990000	279,219,770.59	USD
PEPSICO INC	51,060.000	64.280000	255,448,707.07	USD
PFIZER INC	331,291.000	20.760000	535,283,698.13	USD
PHILIP MORRIS INTERNATIONA	71,300.000	75.510000	419,026,057.17	USD
REYNOLDS AMERICAN INC	109,893.000	40.750000	348,533,616.64	USD
UNITED TECHNOLOGIES CORP	43,896.000	74.200000	253,498,785.39	USD
VERIZON COMMUNICATIONS INC	114,727.000	38.260000	341,631,284.11	USD
MTN GROUP LTD	191,296.000	140.500000	254,095,810.25	ZAR
	11,983,969.000		16,347,205,717.70	

2 MHAM短期金融資産マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成23年12月14日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	33,569,913
国債証券	239,941,660
未収利息	22,830
流動資産合計	273,534,403

資産合計	273,534,403
負債の部	
流動負債	
未払金	29,992,320
流動負債合計	29,992,320
負債合計	29,992,320
純資産の部	
元本等	
元本	238,848,459
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,693,624
元本等合計	243,542,083
純資産合計	243,542,083
負債純資産合計	273,534,403

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成23年7月1日 至 平成23年12月14日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正により、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成23年12月14日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		238,848,459口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0197 円 (10,197 円)

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成23年7月1日 至 平成23年12月14日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2.金融商品の時価に関する事項

項目	（平成23年12月14日現在）
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	（1）有価証券 国債証券 ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 ②時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

	(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
--	--

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

（自 平成23年7月1日 至 平成23年12月14日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	3,030
合計	3,030

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	（平成23年12月14日現在）
1 親投資信託の期首における元本額		532,661,207 円 （平成23年7月1日）
期中追加設定元本額		61,998,349 円
期中一部解約元本額		355,811,097 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		238,848,459 円
MHAMライフ ナビゲーション インカム		2,002,296 円
MHAMライフ ナビゲーション 2020		2,002,197 円
MHAMライフ ナビゲーション 2030		2,001,099 円
MHAMライフ ナビゲーション 2040		2,001,199 円
米国ハイイールド債券ファンド 円コース		7,954,264 円
米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース		1,158,884 円
米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース		28,891,726 円
米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカランドコース		3,280,288 円
米国ハイイールド債券ファンド ブラジルリアルコース		126,295,886 円
エマージング債券ファンド 円コース		363,223 円
エマージング債券ファンド 米ドルコース		31,417 円
エマージング債券ファンド 豪ドルコース		962,179 円
エマージング債券ファンド ブラジルリアルコース		2,199,109 円

エマージング債券ファンド 中国元コース	849,822 円
エマージング債券ファンド インドネシアルピアコース	1,866,378 円
エマージング債券ファンド 資源国通貨コース	992,514 円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 円コース	3,534,263 円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 米ドルコース	40,252 円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） 豪ドルコース	2,945,219 円
通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分配型） ブラジルリアルコース	28,470,450 円
グローバル好配当株式ファンド 円コース	392,504 円
グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース	2,551,271 円
グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース	14,718,870 円
グローバル好配当株式ファンド 中国元コース	95,183 円
グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース	735,944 円
グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース	1,913,454 円
グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース	598,568 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM短期金融資産マザーファンド

(平成23年12月14日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
国債証券	日本・円	第2 2 5 回国庫短期証券	30,000,000	29,993,548	
		第2 2 6 回国庫短期証券	20,000,000	19,995,008	
		第2 3 0 回国庫短期証券	20,000,000	19,995,110	
		第2 3 2 回国庫短期証券	20,000,000	19,995,040	
		第2 3 3 回国庫短期証券	30,000,000	29,992,630	
		第2 3 4 回国庫短期証券	20,000,000	19,995,050	
		第2 3 8 回国庫短期証券	30,000,000	29,992,663	
		第2 4 0 回国庫短期証券	10,000,000	9,997,539	
		第2 4 1 回国庫短期証券	30,000,000	29,992,572	
		第2 4 3 回国庫短期証券	30,000,000	29,992,500	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	240,000,000 10 98.5%	239,941,660 100.0%	
国債証券 合計				239,941,660	
合計				239,941,660	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成23年12月30日現在）

グローバル好配当株式ファンド 円コース

I 資産総額（円）	509,580,250
II 負債総額（円）	30,888,785
III 純資産総額（I－II）（円）	478,691,465
IV 発行済口数（口）	479,635,957
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9980

グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコース

I 資産総額（円）	3,426,854,208
II 負債総額（円）	73,781,619
III 純資産総額（I－II）（円）	3,353,072,589
IV 発行済口数（口）	3,659,345,575
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9163

グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコース

I 資産総額（円）	9,292,072,881
II 負債総額（円）	454,054,550
III 純資産総額（I－II）（円）	8,838,018,331
IV 発行済口数（口）	10,828,548,701
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.8162

グローバル好配当株式ファンド 中国元コース

I 資産総額（円）	44,032,654
II 負債総額（円）	2,654,258
III 純資産総額（I－II）（円）	41,378,396
IV 発行済口数（口）	42,163,765
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9814

グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコース

I 資産総額（円）	681,993,012
II 負債総額（円）	13,828,380
III 純資産総額（I－II）（円）	668,164,632
IV 発行済口数（口）	721,670,257
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	0.9259

グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コース

I 資産総額（円）	2,041,937,182
II 負債総額（円）	55,871,808
III 純資産総額（I－II）（円）	1,986,065,374
IV 発行済口数（口）	2,324,342,971

V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.8545
---------------------	--------

グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コース

I 資産総額（円）	548,061,401
II 負債総額（円）	26,979,976
III 純資産総額（I－II）（円）	521,081,425
IV 発行済口数（口）	572,782,124
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	0.9097

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

I 資産総額（円）	243,553,879
II 負債総額（円）	—
III 純資産総額（I－II）（円）	243,553,879
IV 発行済口数（口）	238,848,459
V 1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）（円）	1.0197

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前記①の申請のある場合には、前記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

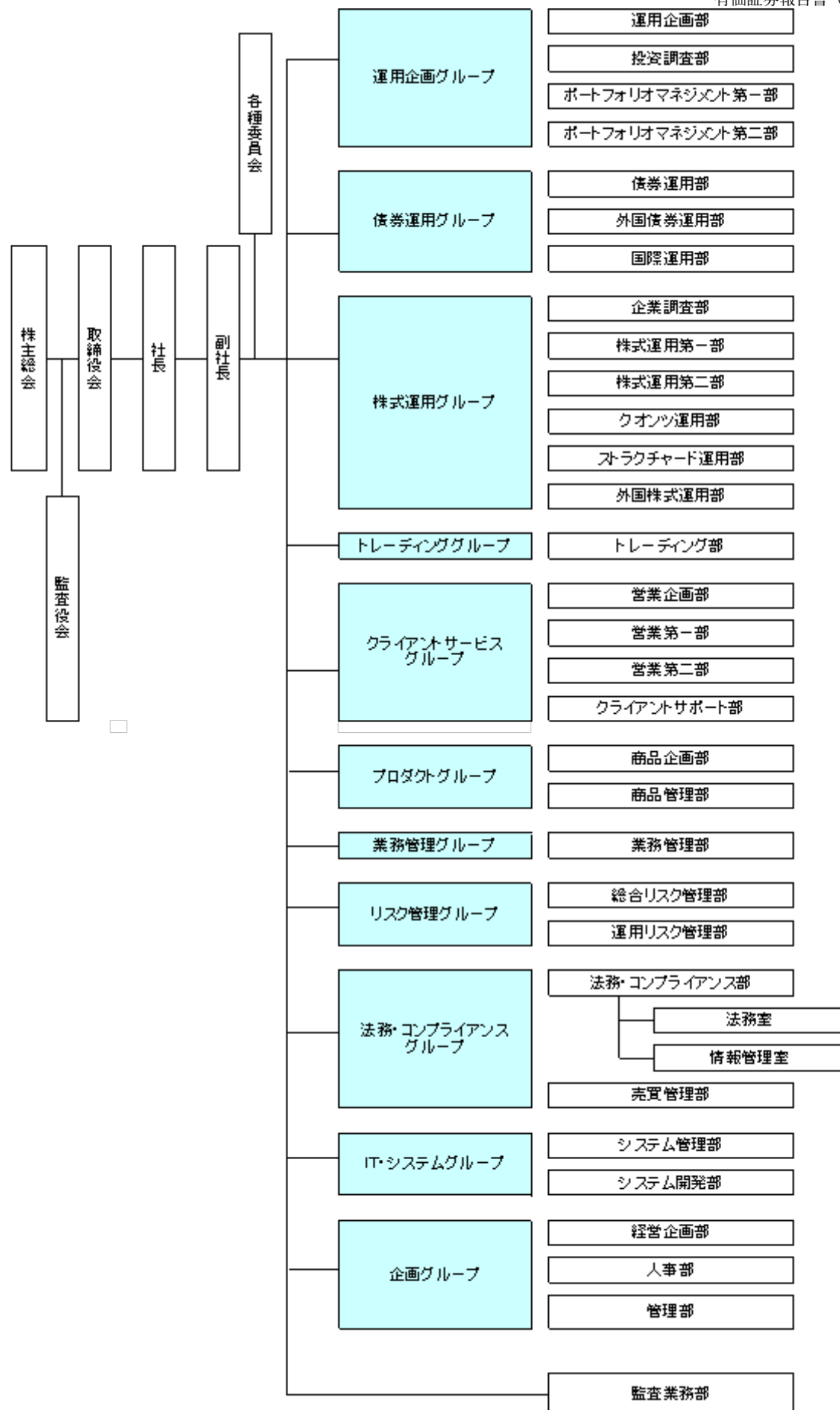
(1) 資本金の額

平成23年12月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成23年12月末日現在)

① 会社の組織図



② 運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または運用各部の部長が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成23年12月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	267,733,327,664
追加型株式投資信託	222	1,797,137,858,023
追加型金銭信託受益権投資信託	12	15,681,244,492
単位型株式投資信託	34	44,768,708,855
合計	283	2,125,321,139,034

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）は改正前の財務諸表等規則に基づき、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）は改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第47期事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）の財務諸表、並びに、第48期事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	14,962,298	17,848,912
有価証券	25,030	-
前払費用	101,789	91,124
未収入金	56,345	51,199
未収委託者報酬	1,736,677	1,635,237
未収運用受託報酬	519,373	526,034
繰延税金資産	179,238	263,378
その他流動資産	187,561	228,835
貸倒引当金	△ 1,156	△ 884
流動資産合計	17,767,158	20,643,837
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	233,974	207,834
工具、器具及び備品（純額）	148,659	115,354
リース資産（純額）	11,463	8,058
有形固定資産合計	※ 1 394,097	※ 1 331,247
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	3,223	454
その他無形固定資産	332	260
無形固定資産合計	※ 1 16,303	※ 1 13,461
投資その他の資産		
投資有価証券	5,758,174	4,190,463
長期差入保証金	577,286	559,445

会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	190,588	207,457
その他	95,443	140,554
投資その他の資産合計	6,640,992	5,117,421
固定資産合計	7,051,393	5,462,130
資産合計	24,818,551	26,105,968
負債の部		
流動負債		
預り金	44,204	285,398
リース債務	4,832	4,084
未払金		
未払収益分配金	1,321	1,207
未払償還金	50,792	32,283
未払手数料	721,668	693,495
その他未払金	15,880	26,013
未払金合計	789,661	753,001
未払費用	1,049,138	1,085,250
未払法人税等	24,004	461,816
未払消費税等	38,231	127,164
賞与引当金	353,700	362,900
その他流動負債	3,124	4,510
流動負債合計	2,306,897	3,084,126
固定負債		
リース債務	17,633	13,548
長期未払金	3,465	585
役員退職慰労引当金	110,811	124,019
時効後支払損引当金	19,417	22,848
その他固定負債	7,175	11,477
固定負債合計	158,502	172,478
負債合計	2,465,399	3,256,604
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計	15,679,773	16,216,701
株主資本合計	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 88,695	△ 129,413
評価・換算差額等合計	△ 88,695	△ 129,413
純資産合計	22,353,152	22,849,363
負債純資産合計	24,818,551	26,105,968

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	14,222,190	15,714,059
運用受託報酬	2,125,489	2,105,654
営業収益合計	16,347,680	17,819,713
営業費用		
支払手数料	6,371,967	7,221,248
広告宣伝費	309,057	217,500
公告費	2,709	1,613
調査費		
調査費	744,358	851,875
委託調査費	3,116,185	3,481,162
図書費	7,190	7,175
調査費合計	3,867,734	4,340,213
委託計算費	161,203	189,795
営業雑経費		
通信費	59,337	57,494
印刷費	239,050	197,595
協会費	15,895	15,614
諸会費	2,757	2,538
その他	66,123	45,376
営業雑経費合計	383,164	318,620
営業費用合計	11,095,835	12,288,994
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,028	140,726
給料手当	2,197,825	2,223,520
賞与	310,145	330,317
給料合計	2,647,998	2,694,564
交際費	175	275
旅費交通費	77,055	72,288
租税公課	50,080	53,128
不動産賃借料	503,050	500,251
退職給付費用	144,536	185,741
福利厚生費	358,974	378,153
貸倒引当金繰入	153	-
賞与引当金繰入	353,700	362,900
役員退職慰労引当金繰入	30,697	33,409
固定資産減価償却費	94,529	76,786
諸経費	335,956	348,764
一般管理費合計	4,596,907	4,706,262
営業利益	654,937	824,456
営業外収益		

受取配当金	1,744	1,653
有価証券利息	482	39
受取利息	29,132	13,971
有価証券解約益	41,491	6,289
有価証券償還益	6,237	479
時効到来償還金等	8,350	18,752
雑収入	19,778	61,172
営業外収益合計	107,217	102,359
営業外費用		
有価証券解約損	46,089	5,719
有価証券償還損	-	8
ヘッジ会計に係る損失	-	11,980
時効後支払損引当金繰入額	10,277	8,108
雑損失	13,602	18,507
営業外費用合計	69,969	44,323
経常利益	692,186	882,491
特別利益		
受取和解金	-	458,469
特別利益合計	-	458,469
特別損失		
投資有価証券評価損	29,794	32,118
投資有価証券売却損	-	32,800
過年度時効後支払損引当金繰入	17,043	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	13,083
和解費用	-	45,425
特別損失合計	46,837	123,427
税引前当期純利益	645,348	1,217,534
法人税、住民税及び事業税	250,604	573,776
法人税等調整額	32,840	△ 73,074
法人税等合計	283,445	500,701
当期純利益	361,902	716,832

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		

前期末残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	5,550,806	5,546,588
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	5,546,588	6,083,517
利益剰余金合計		
前期末残高	15,683,990	15,679,773
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	15,679,773	16,216,701
株主資本合計		
前期末残高	22,446,065	22,441,848
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
当期変動額合計	△4,217	536,928
当期末残高	22,441,848	22,978,776
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△102,294	△88,695
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	13,598	△40,717
当期末残高	△88,695	△129,413
純資産合計		

前期末残高	22,343,771	22,353,152
当期変動額		
剰余金の配当	△366,120	△179,903
当期純利益	361,902	716,832
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	13,598	△40,717
当期変動額合計	9,380	496,211
当期末残高	22,353,152	22,849,363

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 (2) 無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法	3 固定資産の減価償却方法 (1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) リース資産 同左
4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。	4 引当金の計上基準 (1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 同左

(4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。	(4) 役員退職慰労引当金 同左 (5) 時効後支払損引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。	6 ヘッジ会計の方針 同左
7 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
-----	（資産除去債務に関する会計基準の適用） 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しております。 これにより、営業利益及び経常利益が4,756千円、税引前当期純利益は17,840千円それぞれ減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
（損益計算書） 前期まで営業外収益の「雑収入」に含めて表示しておりました「有価証券解約益」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「有価証券解約益」の金額は1,293千円であります。	（損益計算書） 前期まで営業外費用の「雑損失」に含めて表示しておりました「ヘッジ会計に係る損失」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため区分掲記しております。 なお、前期における「ヘッジ会計に係る損失」の金額は1,727千円であります。

追加情報

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
--	--

(時効後支払損引当金) 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金については、従来、請求時に費用処理をしておりましたが、金額的重要性が増したことにより、受益者からの今後の支払請求に備えるため、当事業年度より、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を「時効後支払損引当金」として計上する方法に変更しております。 これにより、従来の方法に比べ、経常利益は2,374千円、税引前当期純利益は19,417千円減少しております。	-----
--	-------

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
建物 100,662千円	建物 125,887千円
工具、器具及び備品 309,801千円	工具、器具及び備品 326,576千円
リース資産 28,441千円	リース資産 23,644千円
ソフトウェア 40,224千円	ソフトウェア 15,999千円
その他無形固定資産 513千円	その他無形固定資産 585千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額

366,120,360円

2) 1株当たり配当額

348円

3) 基準日

平成21年3月31日

4) 効力発生日

平成21年6月17日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額

179,903,970円

2) 配当の原資

利益剰余金

3) 1株当たり配当額

171円

4) 基準日

平成22年3月31日

5) 効力発生日

平成22年6月16日

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070
2. 配当に関する事項				
(1) 配当金支払額				
平成22年6月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。				
1) 配当金の総額	179,903,970円			

2) 1株当たり配当額	171円
3) 基準日	平成22年3月31日
4) 効力発生日	平成22年6月16日
(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 平成23年6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。	
1) 配当金の総額	357,703,800円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	340円
4) 基準日	平成23年3月31日
5) 効力発生日	平成23年6月15日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引
① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	① リース資産の内容 同左
② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に 記載のとおりであります。	② リース資産の減価償却の方法 同左

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、債券、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「２．金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	14,962,298	14,962,298	-
（２）有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	5,330,306	5,330,306	-
（３）未収委託者報酬	1,736,677	1,736,677	-
（４）未収運用受託報酬	519,373	519,373	-
（５）長期差入保証金	577,286	576,349	△936
資産計	23,125,941	23,125,004	△936
（１）未払手数料	721,668	721,668	-
負債計	721,668	721,668	-
デリバティブ取引（※１）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	9,307	9,307	-

（※１）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きして表示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会の公表価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	452,898

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

(注3) 満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	14,961,825	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
債券	25,030	-	-	-	-	-
証券投資信託	-	-	115,656	-	-	892,840
未収委託者報酬	1,736,677	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	519,373	-	-	-	-	-
長期差入保証金	252	576,944	50	-	-	-
合計	17,243,158	576,944	115,706	-	-	892,840

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
(2) 投資有価証券			
その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
(3) 未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
(4) 未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
(5) 長期差入保証金	559,445	559,292	△153
資産計	24,456,107	24,455,953	△153
(1) 未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（※1）			
①ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（※1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(5) 長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）投資有価証券
その他有価証券」には含めておりません。

（注３）満期のある金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
投資有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

（有価証券関係）

前事業年度(平成22年３月31日)

１ その他有価証券

種類	貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	19,760	14,345	5,414
② 債券	25,030	25,008	21
③ 証券投資信託	1,606,161	1,582,711	23,449
小計	1,650,951	1,622,065	28,886
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	43,610	63,670	△ 20,060
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	3,635,744	3,794,116	△ 158,372
小計	3,679,354	3,857,786	△ 178,432
合計	5,330,306	5,479,852	△ 149,546

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額 452,898千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	10,800	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	10,800	-	-

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,116,777	47,728	46,089
合計	2,116,777	47,728	46,089

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について29,794千円（非上場株式29,794千円）減損処理を行っております。

当事業年度(平成23年3月31日)

1 その他有価証券

種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
① 株式	54,139	83,790	△ 29,651
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	2,237,688	2,454,593	△ 216,904
小計	2,291,828	2,538,383	△ 246,555
合計	3,886,476	4,104,674	△ 218,197

2 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
① 株式	1,857	-	△ 382
② 債券	-	-	-
③ 証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	△ 382

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額（千円）	解約・償還損の合計額（千円）
① 株式	-	-	-
② 債券	25,000	-	△ 8
③ 証券投資信託	1,370,297	6,769	△ 5,719
合計	1,395,297	6,769	△ 5,727

4 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、投資有価証券について17,254千円（上場株式17,254千円）減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成22年3月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	70,525	-	△7,175
	買建	投資有価証券	224,243	-	16,482
合計			294,768	-	9,307

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当事業年度（平成23年3月31日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	△11,477
合計			259,542	-	△5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	577,943千円
② 年金資産		656,904千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		78,961千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	144,536千円
② 退職給付費用		144,536千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用19,731千円を含めております。

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	634,292千円
② 年金資産		768,441千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		134,149千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	185,741千円
② 退職給付費用		185,741千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

（税効果会計関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 繰延税金資産	1 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳 繰延税金資産

有価証券償却超過額	13,915千円	有価証券償却超過額	19,964千円
ソフトウェア償却超過額	111,021千円	ソフトウェア償却超過額	109,432千円
賞与引当金損金算入限度超過額	143,920千円	賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円
退任役員退職年金未払金	3,240千円	退任役員退職年金未払金	1,409千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	6,912千円	未払事業税	39,103千円
時効後支払損引当金	7,900千円	時効後支払損引当金	9,297千円
その他有価証券評価差額金	60,850千円	資産除去債務費用	7,259千円
その他	81,394千円	その他有価証券評価差額金	88,784千円
繰延税金資産小計	460,278千円	その他	133,834千円
評価性引当額	△58,322千円	繰延税金資産小計	587,870千円
繰延税金資産合計	401,956千円	評価性引当額	△62,448千円
繰延税金負債		繰延税金資産合計	525,421千円
前払年金費用	△32,129千円	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	△32,129千円	前払年金費用	△54,585千円
繰延税金資産の純額	369,827千円	繰延税金負債合計	△54,585千円
		繰延税金資産の純額	470,836千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	40.69%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	
（調整）			
評価性引当額	2.12%		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.59%		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%		
住民税等均等割	0.59%		
その他	△0.02%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.92%		

（資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者是不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（関連当事者情報）

前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,714,947	未払手数料	312,835
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	895,754	未払手数料	95,215
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,260 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	9,985,821	未収委託者報酬	1,507,100

（注）1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

当事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額 21,246.82円	1株当たり純資産額 21,718.48円
1株当たり当期純利益金額 343.99円	1株当たり当期純利益金額 681.35円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 361,902千円	損益計算書上の当期純利益 716,832千円
普通株式に係る当期純利益 361,902千円	普通株式に係る当期純利益 716,832千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	同左

(4) 中間貸借対照表

(単位： 千円)

第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	17,197,856

有価証券	20,851
未収委託者報酬	1,544,294
未収運用受託報酬	945,508
繰延税金資産	179,721
その他	294,152
貸倒引当金	△ 995
流動資産合計	20,181,388
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	197,015
工具、器具及び備品（純額）	127,334
リース資産（純額）	6,760
有形固定資産合計	※1 331,110
無形固定資産	13,097
投資その他の資産	
投資有価証券	4,009,230
長期差入保証金	521,824
繰延税金資産	216,662
その他	172,277
投資その他の資産合計	4,919,995
固定資産合計	5,264,202
資産合計	25,445,590
負債の部	
流動負債	
リース債務	3,826
未払金	698,664
未払費用	1,045,246
未払法人税等	192,972
未払消費税等	71,950
賞与引当金	332,860
その他	73,601
流動負債合計	2,419,121
固定負債	
リース債務	11,783
役員退職慰労引当金	137,587
時効後支払損引当金	21,462
その他	735
固定負債合計	171,568
負債合計	2,590,689
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584

その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600
退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,125,578
利益剰余金合計	16,258,763
株主資本合計	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△ 165,937
評価・換算差額等合計	△ 165,937
純資産合計	22,854,901
負債純資産合計	25,445,590

(5) 中間損益計算書

(単位： 千円)

第49期中間会計期間
(自 平成23年4月1日
至 平成23年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	8,360,403
運用受託報酬	1,113,420
営業収益計	9,473,824
営業費用及び一般管理費	※1 8,866,349
営業利益	607,474
営業外収益	
受取配当金	1,483
受取利息	5,984
有価証券解約益	4,113
有価証券償還益	2,019
時効到来償還金等	2,018
その他	9,738
営業外収益計	25,358
営業外費用	
有価証券解約損	15,045
時効後支払損引当金繰入額	19,272
その他	3,871
営業外費用計	38,190
経常利益	594,642
特別利益	
受取和解金	120,735
特別利益計	120,735
特別損失	
投資有価証券売却損	35,755
和解費用	2,335
特別損失計	38,091
税引前中間純利益	677,287
法人税、住民税及び事業税	178,012
法人税等調整額	99,509
法人税等合計	277,522
中間純利益	399,765

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位： 千円)

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,083,517
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	6,125,578
利益剰余金合計	
当期首残高	16,216,701
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	16,258,763
株主資本合計	

当期首残高	22,978,776
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
当中間期変動額合計	42,061
当中間期末残高	23,020,838
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
評価・換算差額等合計	
当期首残高	△129,413
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	△36,523
当中間期末残高	△165,937
純資産合計	
当期首残高	22,849,363
当中間期変動額	
剰余金の配当	△357,703
中間純利益	399,765
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△36,523
当中間期変動額合計	5,537
当中間期末残高	22,854,901

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

3 引当金の計上基準 4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
--	---

5 ヘッジ会計の方法 6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) ヘッジ会計の方法 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
--	---

追加情報

第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日) (会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額	第49期中間会計期間末 (平成23年9月30日現在) 496,660千円
--------------------------	--

(中間損益計算書関係)

	第49期中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
--	--

※ 1 減価償却実施額	有形固定資産 無形固定資産	33,171千円 364千円
-------------	------------------	-------------------

（中間株主資本等変動計算書関係）

第49期中間会計期間（自 平成23年 4 月 1 日至 平成23年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年 6 月14日 定時株主総会	普通株式	357,703千円	340円	平成23年 3 月31日	平成23年 6 月15日

（リース取引関係）

第49期中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
1 ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第49期中間会計期間末(平成23年 9 月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成23年 9 月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位： 千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,197,856	17,197,856	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,726,094	3,726,094	-
(3) 未収委託者報酬	1,544,294	1,544,294	-
(4) 未収運用受託報酬	945,508	945,508	-
(5) 長期差入保証金	521,824	520,684	△1,139
資産計	23,935,578	23,934,438	△1,139
(1) 未払手数料	660,033	660,033	-
負債計	660,033	660,033	-
デリバティブ取引（※1）			

①ヘッジ会計が適用されているもの	735	735	-
------------------	-----	-----	---

（※１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	303,987

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券および投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第49期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
① 株式	-	-	-
② 証券投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
① 株式	15,824	20,120	△4,295
② 証券投資信託	3,710,269	3,985,753	△275,484

小計	3,726,094	4,005,873	△279,779
合計	3,726,094	4,005,873	△279,779

（デリバティブ取引関係）

第49期中間会計期間末（平成23年9月30日現在）

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものはありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成23年9月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	62,370	-	1,470
	買建	投資有価証券	253,260	-	△735
合計			315,630	-	735

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第49期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第49期中間会計期間（自 平成23年4月1日至 平成23年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第49期中間会計期間（自 平成23年4月1日至 平成23年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（一株当たり情報）

第49期中間会計期間 （自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）
--

1 株当たり純資産額	21,723.74円
1 株当たり中間純利益金額	379.97円
なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）算定上の基礎

1 1 株当たり中間純利益金額

中間損益計算書上の中間純利益	399,765千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	399,765千円
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

（重要な後発事象）

第49期中間会計期間末（平成23年 9 月30日現在）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほインベスターズ証券株式会社	80,288	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社みずほ銀行	700,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。

(注) 資本金の額について 平成23年9月末日現在（単位：百万円）

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社
各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。
- (2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成24年3月14日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成23年6月30日 有価証券届出書の訂正届出書

平成23年9月26日 臨時報告書

平成23年11月18日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド 円コースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド 円コースの平成23年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド 豪ドルコースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド 豪ドルコースの平成23年12月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド ブラジルリアルコースの平成23年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド 中国元コースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド 中国元コースの平成23年12月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド インドネシアルピアコースの平成23年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド 資源国通貨コースの平成23年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年1月27日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル好配当株式ファンド アジア通貨コースの平成23年6月30日から平成23年12月14日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グローバル好配当株式ファンド アジア通貨コースの平成23年12月14日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年6月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第48期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成23年12月6日

みずほ投信投資顧問株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 江見 睦生 印

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 福村 寛 印

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成23年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月15日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 茂木 哲也 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第47期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。